

I 互いを理解し、共生するまちづくり(ユニバーサルデザインのまちづくり)

施策分野	施策の基本的方向	施策事項	事業・活動
1 障害者理解の促進	(1) 障害についての理解促進	障害者と連携した啓発	障害当事者、家族、障害者団体、盲導犬等と連携した啓発活動 「障害の特性、どのように配慮すれば良いのか」の理解促進
		学校での理解促進	幼児教育から高等教育機関まで、学校での理解講座やふれあい活動の促進 児童生徒だけでなく、保護者や教員等に対する理解の促進
		地域、民間事業者等への理解促進	地域(校区等)における障害者理解講座、ふれあい活動の促進 障害者理解、交流イベント等への市民の参加促進 企業や店舗等の民間事業者、市民活動団体等へ、障害についての理解促進
		市職員の理解促進	市職員対応要領に基づいた研修の実施
		バリアフリー設備等への理解促進	点字ブロック、障害者用駐車場などバリアフリー設備への理解促進
2 ユニバーサルデザインの推進	(1) 心のバリアフリーの推進 ※差別解消の取組の促進	行政サービスにおける配慮の実施	市職員対応要領等に基づいた配慮の実施 (窓口業務、情報、説明会、会議、イベント等各種業務における配慮の実施)
		学校における配慮の実施	市立学校における対応要領に基づいた配慮の実施(合理的配慮の促進) 児童生徒、教員、保護者への意識の啓発
		地域、民間事業者における配慮の促進	差別解消法の趣旨の周知、配慮の必要性の働きかけの実施 取組事例の発信等による啓発
		障害者差別解消支援地域協議会の取組み	障害者差別解消支援地域協議会の取組による市民への啓発活動の実施
	(2) 情報バリアフリー化の推進	情報バリアフリー化の手引きに基づく市の業務の情報バリアフリーの充実	情報バリアフリー化の手引きに基づいた支援の実施 (本人が希望する方法での配慮の実施、広報うべや通知文等への配慮、 会議やイベント等での配慮) 職員の手話技術の向上
		地域、民間事業者の情報バリアフリーの促進	当事者が感じる情報バリアを民間事業者等に伝えることで取組を促進 行政の取組みを地域や民間事業者等に発信 事業者等へのコミュニケーション支援費用の助成
		コミュニケーション支援体制の整備	手話通訳者の設置、要約筆記者等の派遣 支援ボランティアの養成と支援者の確保 コミュニケーション支援拠点の整備(支援者の養成と活動の拠点、当事者も集える) 支援者の活動環境の整備(備品の整備等)
	(3) 環境のバリアフリーの推進	ICTを活用した情報提供・コミュニケーション支援の充実	ICTを活用した情報提供・コミュニケーション支援の充実
		ユニバーサルデザインの推進	技術開発、研究機関等と連携したユニバーサルデザインの環境整備
		市施設のバリアフリー化の推進	ユニバーサルデザインに基づいた市庁舎の建設 既存施設のバリアフリー化の推進 点状ブロック等のバリアフリー設備を順次整備
		民間施設のバリアフリー化の促進	特定公共的建築物のバリアフリー化の徹底 バリアフリー化改修助成金制度による店舗等の改修費用の助成
		公共交通機関のバリアフリーの推進	ノンステップバスの導入促進 バス停や駅舎等のバリアフリー化の推進 ユニバーサルデザインタクシーの導入促進
		道路環境の整備	障害者の移動に配慮した道路整備、歩道や歩行空間の整備 バリアフリー対応型信号機の設置の促進
住宅改修の支援		住宅改修費の給付	
3 人材の確保	(1) 人材の養成・確保	相談、サービスの人材確保	相談支援、サービスにかかる専門的人材の確保
		コミュニケーション支援等の人材の養成と確保	コミュニケーション、スポーツ等の支援人材の養成と確保